

第 1 2 章 環境影響評価準備書からの主な変更事項

環境影響評価書の作成にあたっては、大阪府知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

準備書からの主な変更事項についてまとめたものは、表 1 2-1 (1)～(10)に示すとおりである。なお、変更の理由の番号は、以下のとおりである。

- ①住民意見、大阪府知事意見、住民説明会意見、大阪府環境影響評価委員会の審議過程における意見に基づき修正したもの
- ②事業者が環境影響評価書作成時点において、自主的に改善・修正したもの

表 1 2-1 (1) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章など	準備書の記載項	評価書の記載項		
第2章	P2	P2	2-3-1 事業区域の選定に係る検討の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～平成16年8月に竣工し現在まで19年間稼働している～ ↓ ～平成16年8月に竣工し現在まで約20年間稼働している～	②
	P3	P3	表2-1の竣工年月(経過年数)を、下記に示すとおり修正した。 平成16年8月(19年間稼働) → 平成16年8月(約20年間稼働) 表2-1の項目を、下記に示すとおり削除した。 排ガス濃度(O ₂ 12%換算)(協定値) → 排ガス濃度(O ₂ 12%換算)	②
	P4	P4	2-3-3 施設規模についての検討の文章を、下記に示すとおり修正・追記した。 ～それらを含め「適正な循環的利用(※)」を進めるためにも～ ↓ ～それらを含め高水準の「循環的利用(※)」を進めるためにも～ ～熱回収することで、「適正な循環的利用」の最適化を～ ↓ ～熱回収することで、高水準の「循環的利用」の最適化を～ ～これらより、建替え後の新規焼却炉は処理能力を大きくする方針とした上で、必要な処理能力は220 t/日(通常運転200 t/日)としている。現在の破碎施設棟から発生する可燃系廃棄物約100 t/日の半数以上が敷地外の当社グループに二次搬出しており、その一部は埋立処分に回っている状況がある。新規焼却炉の可燃系廃棄物枠を100 t/日以上確保することで、同一敷地内での処理が可能となり、「適正な循環的利用」を図る計画としている。廃棄物の種類や性状においては、現行施設の現受入廃棄物を引き続き受け入れること、当社グループ内の他の焼却施設で処理する品目を新規焼却炉でも扱うことによるバックアップ機能やリスクヘッジの強化を図ることで事業の目的である「社会インフラの強じん化」を推進する計画とした。また、可燃系廃棄物約100 tを安定的に処理するために必要な廃棄物の品質や量の確保を精査し、その上で排ガス量等による周辺への環境影響の考慮と敷地面積に対する制約、事業採算性を総合的に勘案し決定した。 以上より、施設の高度化を図ることが国の意向に合致し、当社グループの「廃棄物の資源循環」の更なる最適化に寄与できると考え、ひいては事業の持続性を高めることで「社会インフラの強靱化」につながるものと考えている。 ↓ ～以上を踏まえて、建替え後の新規焼却炉は処理能力を大きくする方針のもと、必要な処理能力を検討することとした。現行施設では、隣接する破碎施設棟において主に建設系廃棄物の選別破碎後に発生する、再生利用ができない可燃系廃棄物約100 t/日を全て焼却処理することができず、その	②

表 1 2-1 (2) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章など	準備書の記載項	評価書の記載項		
第2章	P4	P4	半数以上は外部にある当社グループの別施設に二次搬出されている。さらにその一部は焼却されず埋立処分に回っている状況にある。そのため、新規焼却炉では、当該可燃系廃棄物約100 t/日処理可能とするとともに、これまでも受け入れていた他の工場系の廃棄物等も併せて、全て新規焼却炉で処理できる能力とすることとした。加えて、可燃系廃棄物約100 tを安定的に処理するために必要な廃棄物の品目と、その質及び量を精査し、その上で排ガス量等による周辺への環境影響と敷地面積に対する制約、事業採算性を総合的に勘案した結果、必要な処理能力を220 t/日(通常運転200 t/日)と決定した。なお、現行施設と同様に、再生利用ができない廃棄物に限定して焼却処理を行う運用とする。隣接する破砕施設棟においては、引き続き再生利用を目的とする選別・破砕処理を行い、その内、再生利用できない可燃系廃棄物は新規焼却炉にて熱回収を行うことで高水準の「循環的利用」を実施することとし、本処理スキームを確実に履行する。また、現行施設で受け入れている廃棄物を引き続き受け入れることや、当社グループの他の焼却施設で処理する廃棄物を新規焼却炉でも処理可能とするバックアップ機能の充実やリスクヘッジの強化を図ることで、本事業の目的である「社会インフラの強じん化」を推進する。 本事業計画は、国の方向性に合致するとともに、当社グループの「廃棄物の資源循環」の更なる最適化に寄与しているものと考え、ひいては事業の永続性を高めることで「社会インフラの強靱化」につながるものと考えている。	②
	P12	P12	2-4-4 発電電力の運用の文章で、下記に示す文章を削除した。 所在するテクノステージ和泉では、「和泉コスモポリス地区地区計画」の法制度が取り決められている。この地区計画では建築物等の用途の制限に「電気供給業」が含まれており、現行では売電ができない内容となっているが、当社では地元関係者と調整を図りつつ、都市計画提案制度を利用した都市計画変更の提案手続きを並行して進めている。	②
	P13	P13	表2-3の項目を、下記に示すとおり削除した。 排ガス濃度(0 ₂ 12%換算)(予定協定値) → 排ガス濃度(0 ₂ 12%換算)	②
	P16	P16	図2-3の新規焼却炉の処理フローについて、最新の図へ変更した。(図12-1(1)参照)	②
	P18	P18	2-4-7 施設の配置計画等の文章で、下記に示す文章を追記した。 なお、外壁のアクセント等が景観阻害とならないよう留意するとともに、準備書の知事意見に示される諸点を含め、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努める。	①
	P19-22	P19-22	図2-7(1)及び図2-7(2)の平面図、図2-8(1)の東面及び北面の図面、図2-8(2)の西面及び南面の図面及び図2-9新規焼却炉イメージ図について、最新の図面へ変更した。(図12-1(1)～(3)参照)	①②
	P32	P32	2-6-1 存在・供用時の文章に、下記に示す文章を追記した。 なお、一層の環境負荷低減に向け、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努める。 (1)大気汚染防止対策に、下記に示す2つの対策を追記した。 ・ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制するため、従来の薬品と比べ高反応型の薬品を使用し、噴霧量を削減する計画とする。 ・設定している煙突排ガスの諸元値を十分に下回るよう、更に厳しい自主管理基準値(運転管理上の基準)を設けることで一層の環境負荷低減に努める。なお、自主管理基準値を超過した場合は、速やかに原因を究明し、必要な措置を講じる。	①②
	P33	P33-34	(6)景観対策の文章で、熱エネルギーの有効利用を目的に、下記に示す対策を削除した。 ・新規焼却炉においては、白煙が発生する時期には白煙防止装置を稼働し、極力白煙を発生させない計画である。 下記に示す対策を追記した。 ・外壁のアクセント等が景観阻害とならないよう留意するとともに、準備書の知事意見に示される諸点を含め、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努める。	② ①

表 1 2-1 (3) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章など	準備書の記載項	評価書の記載項		
第2章	P33-34	P34	(7) 廃棄物対策に、下記に示す2つの対策を追記した。 ・水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、排出事業者と処理委託契約を行う前に処理する廃棄物の詳細を確認する。さらに、実際に廃棄物を受け入れる際にも、展開検査等を行い、受入不適物がないか確認する。 ・廃棄物量の抑制を図るため、破碎施設棟で徹底した選別を行うとともに、再生利用を優先とした廃棄物処理に努め、施設の維持管理及び運転管理を適切に行う。	①
	P34	P34	(9) 地球温暖化対策に、下記に示す対策を追記した。 ・廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、発電効率が高い設備を選定するとともに、長期的に発電効率を維持できるよう、施設の維持管理手順に沿って運転管理及び点検を徹底する。	①②
	P35	P35	(2) 排水処理対策に、下記に示す対策を追記した。 ・濁水が生じる可能性がある工事時には、工事区域内に適切な規模の沈砂槽を造成するよう工事計画に反映し、大雨時に、沈砂槽放流口での浮遊物質量の濃度を測定する。また、測定結果に応じて沈砂槽を増設するなど適切に措置を講じる。	②
	P39	P39	表2-11 (2) 方法書からの事業計画の主な変更点の変更の理由の文章を、下記に示すとおり修正した。 当社グループでは廃棄物の「適正な循環的利用」の最適化のためにもマテリアルリサイクル等を徹底し、これらに適していない廃棄物については単に最終処分するのではなくサーマルリサイクルを図る方針である。本事業の目的である「社会インフラの強じん化」を推進するために現行施設の現受入廃棄物を引き続き受け入れること、当社グループの他の焼却施設で処理する品目を新規焼却炉でも扱うことによるバックアップ機能やリスクヘッジの強化を図る計画とする。また、破碎施設棟から発生する可燃系廃棄物(約100 t /日)を適正に処理、並びに安定的に処理するために必要な品質や量を精査し、その上で周辺への環境影響の考慮と敷地の制約、事業採算性を総合的に勘案し変更した。 ↓ 本事業の廃棄物処理において、高水準の「循環的利用」を実施するため、隣接する破碎施設棟の選別破碎後に発生する可燃系廃棄物約100t/日进行处理可能とするとともに、現行施設で受け入れている廃棄物を引き続き受け入れることや、当社グループの他の焼却施設で処理する廃棄物を新規焼却炉でも処理可能とするバックアップ機能の充実やリスクヘッジの強化を図る計画である。これらの計画より、可燃系廃棄物約100tを安定的に処理するために必要な廃棄物の品目と、その質及び量を精査し、その上で排ガス量等による周辺への環境影響と敷地面積に対する制約、事業採算性を総合的に勘案し変更した。	②
第7章 7-1 大気質	P248	P249	(7) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は諸元値とし、～ 表7-1-28の項目を、下記に示すとおり削除した。 排出口濃度(自主管理値) → 排出口濃度	②
	P250	P251	I) 有効煙突高さの文章を、下記に示すとおり修正した。 ～無風時: 風速0.4m/s～ ↓ ～無風時: 風速0.0m/s～	①
	P265	P266	I) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は諸元値とし、～	②

表 1 2 - 1 (4) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章など	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-1 大気質	P267	P268	I) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は <u>諸元値</u> とし、～	②
	P268	P269	表7-1-39の項目を、下記に示すとおり修正した。 気温差(℃/100m) → <u>気温差(℃)</u> 表の注1に示す文章を、下記に示すとおり修正した。 注1) 確認された逆転層の底部が実煙突高さ(地上50m)以上であり、CONCAWE式及びBriggs式で算出される有効煙突高さの最大値未満の場合を予測の対象とする上層逆転発生時とした。 ↓ 注1) 確認された逆転層の底部が実煙突高さ(地上50m)以上の場合を予測の対象とする上層逆転発生時とした。	①
	P269	P270	表7-1-40の備考欄に示す文章を、下記に示すとおり修正した。 注) 煙流の上層逆転突き抜け判定を行った結果、突き抜けた場合は「突き抜け」と記述した。 ↓ 注) 判定式の高さが逆転層の上限高さよりも高い場合は、有効煙突高さを「突き抜け」と記述した。	①
	P271	P272	I) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は <u>諸元値</u> とし、～	②
	P272	P273	表7-1-41に、番号19として、令和4年7月13日6:00の上層逆転発生時の気象条件を追記した。 表の注1に示す下記の文章を削除し、全体の注番号を整理した。 注1) 確認された逆転層の底部が実煙突高さ(地上50m)以上であり、CONCAWE式及びBriggs式で算出される有効煙突高さの最大値未満の場合を予測の対象とする上層逆転発生時とした。	①
	P273	P274	表7-1-42に、番号19の逆転層崩壊時の有効煙突高さを追記した。	①
	P274	P275-276	(iii) 拡散パラメータ項の後に、下記に示す項及び文章を追記した。 (iv) <u>渦伝導度</u> 渦伝導度は、図7-1-19に示す渦伝導度を用いた。 図7-1-19渦伝導度として、渦伝導度のグラフを追記した。	①
	P275	P277	I) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は <u>諸元値</u> とし、～	②
	P276	P278	(i) 有効煙突高さの文章を、下記に示すとおり修正した。 ～有効煙突高さは、 $\Delta H=0$ とし、以下の式で算出した。 ↓ ～有効煙突高さは、以下の式で算出した。 I) 煙突排ガスの排出条件の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気汚染物質排出濃度は自主管理値とし、～ ↓ ～大気汚染物質排出濃度は <u>諸元値</u> とし、～	① ①
	P277	P279	(i) 有効煙突高さに示すHuber式及び式の凡例を、下記に示すとおり修正した。 $H_e = \Delta H + H_0 \rightarrow H_e = \Delta H + H_0 - \Delta H'$ $\Delta H: \text{有効煙突高さ(m)} \rightarrow \Delta H: \text{排ガスの上昇高さ(m)}$	①
	P284	P286	(オ) 気象条件の式の凡例を、下記に示すとおり修正した。 H_0 : 基準とする高さ(観測高さ11.2m) → H_0 : 基準とする高さ(観測高さ <u>10m</u>)	①
	P289	P291	表7-1-53の項目を、下記に示すとおり修正した。 ③ バックグラウンド濃度(NO_x) → ③ バックグラウンド濃度(<u>一般環境</u>)(NO_x)	①

表 1 2-1 (5) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章など	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-1 大気質	P290	P292	表7-1-54の項目を、下記に示すとおり修正した。 ③バックグラウンド濃度 → ③バックグラウンド濃度(一般環境)	①
	P306	P308	表7-1-66の項目を、下記に示すとおり修正した。 ③バックグラウンド濃度 (NO _x) → ③バックグラウンド濃度(一般環境) (NO _x)	①
	P307	P309	表7-1-67の項目を、下記に示すとおり修正した。 ③バックグラウンド濃度 → ③バックグラウンド濃度(一般環境)	①
	P308	P310-311	ア)施設の稼働に示す環境保全対策に、下記に示す2つの対策を追記した。 ・ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制するため、従来の薬品と比べ高反応型の薬品を使用し、噴霧量を削減する計画とする。 ・設定している煙突排ガスの諸元値を十分に下回るよう、更に厳しい自主管理基準値(運転管理上の基準)を設けることで一層の環境負荷低減に努める。なお、自主管理基準値を超過した場合は、速やかに原因を究明し、必要な措置を講じる。	①②
第7章 7-2 水質	P324	P326	図7-2-7残留率と沈降速度の関係の近似式の線を修正した。	①
	P325	P327	図7-2-8(1)、(2)降雨量と流量の関係の近似式を修正した。	①
			表7-2-11の流量(m ³ /s)の値を修正した。	①
	P326	P328	②松尾川の下流における浮遊物質量(SS)の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～平均降雨時313mg/L、最大降雨時317mg/Lと予測された。 ↓ ～平均降雨時315mg/L、最大降雨時328mg/Lと予測された。 表7-2-13の地点③(下流側)浮遊物質量(SS) (mg/L)の予測結果の値を修正した。	①
	P327	P329	(2)評価結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～平均降雨時313mg/L、最大降雨時317mg/Lと予測され、～ ↓ ～平均降雨時315mg/L、最大降雨時328mg/Lと予測され、～	①
	P327	P329	環境保全対策に、下記に示す対策を追記した。 ・濁水が生じる可能性がある工事時には、工事区域内に適切な規模の沈砂槽を造成するよう工事計画に反映し、大雨時に、沈砂槽放流口での浮遊物質量の濃度を測定する。また、測定結果に応じて沈砂槽を増設するなど適切に措置を講じる。	①②
第7章 7-3 騒音	P335	P337	表7-3-6の設備機器から白煙防止送風機を削除し、設備の番号を整理した。	②
			図7-3-5から白煙防止送風機の位置を削除し、音源の番号を整理した。また、No.2押し込み送風機の位置を最新の計画位置へ変更した。	②
	P336-337	P338-339	図7-3-6(1)の東面及び北面の図面、図7-3-6(2)の西面及び南面の図面について、最新の図面へ変更した。	①②
	P341	P343	図7-3-9から白煙防止送風機の位置を削除し、押し込み送風機の位置を最新の計画位置へ変更した。また、設備機器変更に伴う再予測を行い、図7-3-9に示す予測結果を変更した。	②
第7章 7-4 振動	P352	P354	ウ)予測式の文章に、下記に示す文章を追記した。 また、建設機械の敷地境界への騒音の影響を過小に評価することがないよう、仮囲いが無いものとして予測を行った。	①
	P362	P364	表7-4-6の設備機器から白煙防止送風機を削除し、設備の番号を整理した。	②
	P363	P365	図7-4-2から白煙防止送風機の位置を削除し、音源の番号を整理した。また、振動源となるNo.1押し込み送風機の位置を最新の計画位置へ変更した。	②
	P364	P366	②予測結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～敷地境界の東側において45 [°] シベルと予測され、～ ↓ ～敷地境界の東側において44 [°] シベルと予測され、～ ～敷地境界の東側においてどの時間帯も45 [°] シベルと予測され、～ ↓ ～敷地境界の東側においてどの時間帯も44 [°] シベルと予測され、～	②

表 1 2 - 1 (6) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-4 振動	P364	P366	図7-4-3から白煙防止送風機的位置を削除し、押し込み送風機的位置を最新の計画位置へ変更した。また、設備機器変更に伴う再予測を行い、図7-4-3に示す予測結果を変更した。	②
	P365	P367	表7-4-7の地点①及び地点②に対する規制基準値(夜)の値を修正した。	①
	P376	P378	表の地点③(敷地境界東側)における平日・休日の合成値(A+B)及び(B)予測結果(寄与レベル)の値を修正した。	②
第7章 7-5 低周波音	P381	P383	ア)施設の稼働の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～敷地境界の東側において45デシベルと予測され、～ ↓ ～敷地境界の東側において44デシベルと予測され、～ ～敷地境界の東側においてどの時間帯も45デシベルと予測され、～ ↓ ～敷地境界の東側においてどの時間帯も44デシベルと予測され、～	②
	P383	P385	表7-5-3のG特性音圧レベル(L_{Geq})及び平坦特性音圧レベル(L_{eq})の値(平日及び休日)をすべて修正した。	①
	P383	P385	表7-5-6の設備機器から白煙防止送風機を削除し、設備の番号を整理した。 表のG特性音圧レベル(L_{Geq})と平坦特性音圧レベル(L_{eq})を類似施設の値に修正し、備考欄の注2に示す文章を、下記に示すとおり修正した。 ～現行施設の実測結果をもとに設定した。 ↓ ～類似施設の実測結果をもとに設定した。	② ①
	P383	P385	表7-5-7から白煙防止送風機を削除し、設備の番号を整理した。 表の1/3オクターブバンド音圧レベル L_{eq} を類似施設の値に修正し、備考欄の注2に示す文章を、下記に示すとおり修正した。 ～現行施設の実測結果をもとに設定した。 ↓ ～類似施設の実測結果をもとに設定した。	② ①
	P384	P386	(2)予測結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～事業計画地の北西側において69デシベルと予測された。～ ↓ ～事業計画地の南西側において63デシベルと予測された。～ ～なお、50Hz以上で寄与レベル、バックグラウンド値及びその合成後の値は、～ ↓ ～なお、40Hz以上で寄与レベルとバックグラウンド値の合成後の値は、～	①②
	P385	P387	図7-5-3から白煙防止送風機的位置を削除し、押し込み送風機的位置を最新の計画位置へ変更した。	②
	P385	P387	低周波音源設定及び設備機器変更等に伴う再予測を行い、図7-5-3に示す予測結果を変更した。	①②
	P385	P387	表7-5-8の項目を、下記に示すとおり修正した。 寄与レベル最大地点 地点①(敷地境界西側) ↓ 寄与レベル最大地点 地点②(敷地境界南側) 表の寄与レベル最大地点における平日・休日の合成値(A+B)、(A)バックグラウンド値及び(B)予測結果(寄与レベル)の値を修正した。	①②
	P386	P388	表7-5-9の項目を、下記に示すとおり修正した。 地点①(敷地境界西側)の平坦特性音圧レベル(L_{eq}) ↓ 地点②(敷地境界南側)の平坦特性音圧レベル(L_{eq}) 表の現況値、寄与レベル及び合成値をすべて修正した。	①②
	P387	P389	(2)評価結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 予測結果によると、敷地境界における低周波音レベル(L_{Geq})は、事業計画地の北西側において最大69デシベルであり～ ↓ 予測結果によると、敷地境界における低周波音レベル(L_{Geq})は、事業計画地の南西側において最大63デシベルであり～	①②

表 1 2-1 (7) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-5 低周波音	P387	P389	(2)評価結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～なお、50Hz以上で寄与レベル、バックグラウンド値及びその合成後の値は、～ ↓ ～なお、40Hz以上で寄与レベルとバックグラウンド値の合成後の値は、～	①②
	P397	P399	(1)F(x)の算出の文章を、下記に示すとおり修正した。 ただし、 $V_s \geq 1.5\text{m/s}$ となる場合は、次式による。 ↓ ただし、 $V \geq 1.5\text{m/s}$ となる場合は、次式による。 (1)F(x)の算出の式を、下記に示すとおり修正した。 $H_d = H_i - 2.5H_b \rightarrow \Delta H_d = H_i - 2.5H_b$	①
第7章 7-6 悪臭	P399	P401	Ⅱ)最終上昇距離の算出の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～に達するまでの距離(最終上昇距離)は～ ↓ ～に達するまでの距離(最終上昇距離) X_f は～	①
	P417	P419	表7-9-2の調査時期・頻度を、下記に示すとおり修正した。 冬季・春季各1日 → 冬季・秋期 ^{注2)} 各1日 表の調査期間を、下記に示すとおり修正した。 冬季: 令和3年2月17日(木)、24日(木)、12月2日(金) 春季: 令和3年5月25日(水) ↓ 秋期 ^{注2)} : 令和5年11月21日(火) 冬季 ^{注2)} : 令和5年12月13日(水) 表の備考欄に、注2として、下記に示す文章を追加し、注番号を整理した。 注2) 準備書における予測評価の精度をより向上させるため、晴天で将来施設に対して電柱などが影響しないよう調査を実施した。	①
第7章 7-9 景観	P420	P422	表7-9-5の景観の変化を、下記に示すとおり修正した。 (地点番号1) 市道唐国久井線沿いから北東方向をみると～ ↓ (地点番号1) 市道唐国久井線沿いから南西方向をみると～ (地点番号4) 公園より北北東方向をみると、周辺事業場上の送電線の奥に～ ↓ (地点番号4) 公園より南南西方向をみると、公園内の木と周辺事業場の間に～ (地点番号8) 施設から西北西方向にみると～ ↓ (地点番号8) 施設から東南東方向にみると～ (地点番号22) 国道170号沿いから東南東方向をみると～ ↓ (地点番号22) 国道170号沿いから西北西方向をみると～	①
	P421-428	P423-430	図7-9-2(1)～(8)の現況と将来の比較写真を、再調査時の写真に変更した。 なお、将来施設のフォトモンタージュは、図2-9新規焼却炉イメージ図に基づくフォトモンタージュとした。	①
	P429	P431	(2)評価結果に示す環境保全対策で、熱エネルギーの有効利用を目的に、下記に示す対策を削除した。 ・新規焼却炉においては、白煙が発生する時期には白煙防止装置稼働し、極力白煙を発生させない計画である。 下記に示す環境保全対策を追記した。 ・外壁のアクセント等が景観阻害とならないよう留意するとともに、準備書の知事意見に示される諸点を含め、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努める。	② ①
第7章 7-10 廃棄物、 発塵土	P431	P433	表7-10-2の予測方法を、下記に示すとおり修正した。 既存類似例を参考に～ ↓ メーカー設計値及び実績を参考に～	①

表 1 2 - 1 (8) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-10 廃棄物、発生土	P432	P434	表7-10-3(3)管理棟等から発生する廃棄物の年間発生量の表を修正した。	①
	P434	P436	イ) 新規焼却炉の建設工事の文章の後ろに、下記に示す項及び文章を追記した。 ウ) 工事事務所から発生する廃棄物 工事事務所から発生する廃棄物発生量については、表7-10-7に示すとおりである。 表7-10-7工事事務所から発生する廃棄物の年間発生量を追記した。	①
	P435	P438	①施設の供用時に係る影響予測に示す環境保全対策に、下記に示す2つの対策を追記した。 ・水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、排出事業者と処理委託契約を行う前に処理する廃棄物の詳細を確認する。さらに、実際に廃棄物を受け入れる際にも、展開検査等を行い、受入不適物がないか確認する。 ・廃棄物量の抑制を図るため、破砕施設棟で徹底した選別を行うとともに、再生利用を優先とした廃棄物処理に努め、施設の維持管理及び運転管理を適切に行う。	①
	P436	P439	②工事の実施に係る影響予測に示す環境保全対策に、下記に示す対策を追記した。 ・発生する廃棄物については徹底した分別を行うことで発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物についてはリユース・リサイクルを徹底し、減量化を図るよう工事施工業者に対して指導を徹底する。	①
第7章 7-11 地球環境	P439	P442	表7-11-3の施設の稼働区分で汚泥の焼却(t)の温室効果ガス排出係数に、 <u>1.85t-CO₂/t(参考値)</u> を追記した。 表の施設の稼働区分に特別管理産業廃棄物の焼却として、 <u>感染性産業廃棄物(廃プラスチック類を除く)及び感染性産業廃棄物(廃プラスチック類)</u> の項目を追記し、 <u>感染性産業廃棄物(廃プラスチック類を除く)の温室効果ガス排出係数に0.00023t-CH₄/t及び0.000077t-N₂O/t、感染性産業廃棄物(廃プラスチック類)の温室効果ガス排出係数に2.76t-CO₂/t、0.0000080t-CH₄/t及び0.000015t-N₂O/tを追記した。</u> 表の施設の稼働区分、一般廃棄物の焼却の温室効果ガス排出係数を、下記に示すとおり修正した。 (廃プラスチック類(B)の焼却(t)) 0.0000097t-CH ₄ /t → <u>0.00000095t-CH₄/t</u> 0.0000095t-N ₂ O/t → <u>0.0000567t-N₂O/t</u> (その他) 0.0000097t-CH ₄ /t → <u>0.00000095t-CH₄/t</u> 0.0000095t-N ₂ O/t → <u>0.0000567t-N₂O/t</u> 表の備考欄に、注1及び注3として下記に示す文章を追加し、注番号を整理した。 注1) 汚泥のCO ₂ の排出原単位は、メーカーのごみ質設計から「 <u>廃棄物の焼却技術</u> 」で示された汚泥の組成より算出した。(重量当たりC: 50.5%であるため、 <u>0.505×(44/12)=1.85t-CO₂/tとした。</u>) <u>汚泥のCO₂排出量は国として排出係数が定まっておらず、公式な値ではなく参考値として算出した値になります。</u> 注3) 「 <u>算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧</u> 」(環境省、令和5年12月更新)の <u>感染性産業廃棄物の排出係数</u>	①
	P441	P444	表7-11-5(1)の品目に、 <u>感染性産業廃棄物(廃プラスチック類を除く)及び感染性産業廃棄物(廃プラスチック類)</u> を追記し、処理量及びそれぞれの処分量を追記した。 表の品目合計、それぞれの温室効果ガス排出量及び合計の値を修正した。	①
	P442	P445	(2) 予測結果の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～将来で約49,100t-CO ₂ /年、将来の増加量は19,500t-CO ₂ /年～ ↓ ～将来で約50,900t-CO ₂ /年、将来の増加量は約21,300t-CO ₂ /年～ 表7-11-6施設の供用における総排出量の比較の表を修正した。	①
				①

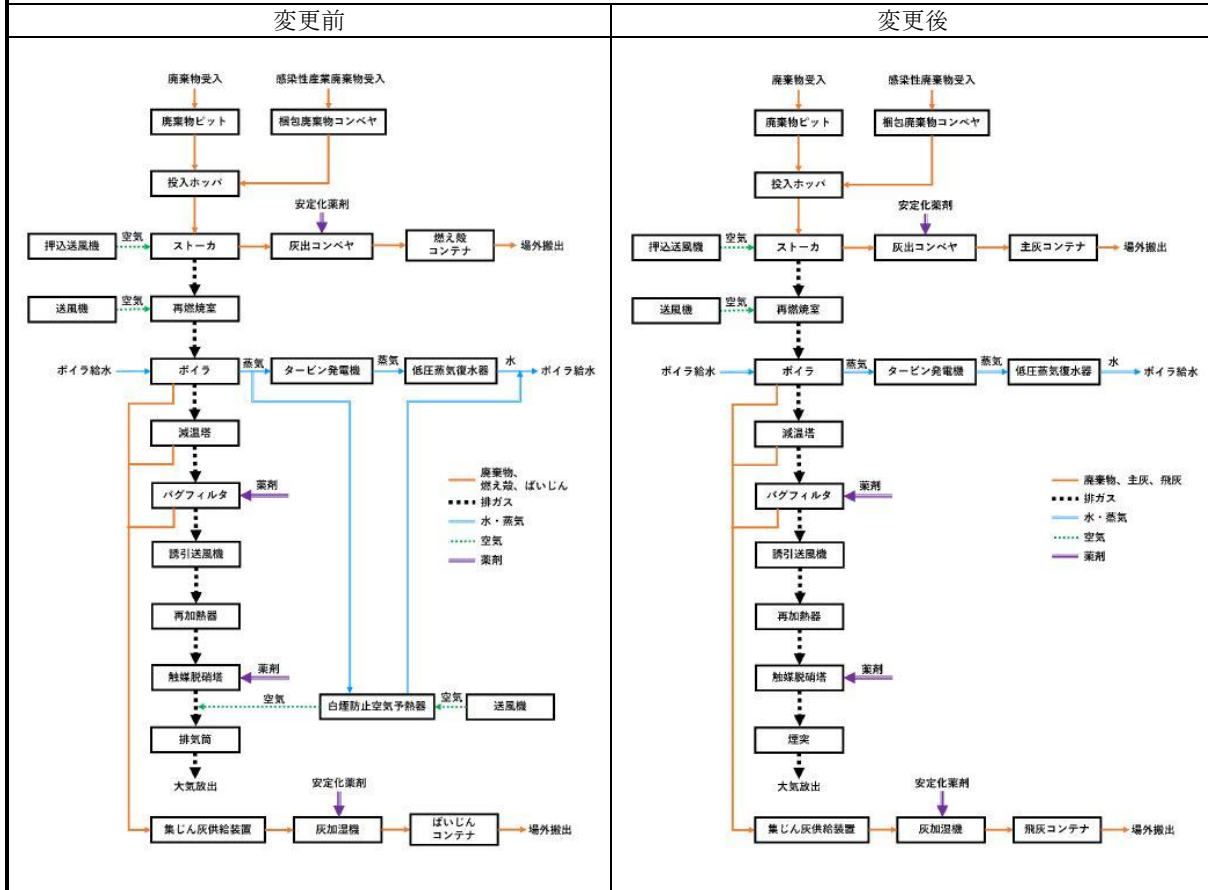
表 1 2-1 (9) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章	準備書の記載項	評価書の記載項		
第7章 7-11 地球環境	P446	P449	①施設の供用に係る影響予測の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～将来で約49,100t-CO ₂ /年、将来の増加量は19,500t-CO ₂ /年～ ↓ ～将来で約50,900t-CO ₂ /年、将来の増加量は約21,300t-CO ₂ /年～ ～年間排出量の約0.04%の排出量と予測された。～ ↓ ～年間排出量の約0.05%の排出量と予測された。～	①
			環境保全対策に、下記に示す対策を追記した。 ・廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、発電効率が高い設備を選定するとともに、長期的に発電効率を維持できるよう、施設の維持管理手順に沿って運転管理及び点検を徹底する。	①
第8章	P451-453	P454-457	8-1 存在・供用時の文章に、下記に示す文章を追記した。 なお、一層の環境負荷低減に向け、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努める。	①②
			(1) 大気質に、下記に示す2つの環境保全対策を追記した。 ・ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制するため、従来の薬品と比べ高反応型の薬品を使用し、噴霧量を削減する計画とする。 ・設定している煙突排ガスの諸元値を十分に下回るよう、更に厳しい自主管理基準値(運転管理上の基準)を設けることで一層の環境負荷低減に努める。なお、自主管理基準値を超過した場合は、速やかに原因を究明し、必要な措置を講じる。	①②
			(6) 景観に示す環境保全対策で、熱エネルギーの有効利用を目的に、下記に示す対策を削除した。 ・新規焼却炉においては、白煙が発生する時期には白煙防止装置を稼働し、極力白煙を発生させない計画である。	②
			下記に示す環境保全対策を追記した。 ・外壁のアクセント等が景観阻害とならないよう留意するとともに、準備書の知事意見に示される諸点を含め、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努める。	①
			(8) 廃棄物・発生土に、下記に示す2つの環境保全対策を追記した。 ・水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、排出事業者と処理委託契約を行う前に処理する廃棄物の詳細を確認する。さらに、実際に廃棄物を受け入れる際にも、展開検査等を行い、受入不適物がないか確認する。 ・廃棄物量の抑制を図るため、破碎施設棟で徹底した選別を行うとともに、再生利用を優先とした廃棄物処理に努め、施設の維持管理及び運転管理を適切に行う。	①
			(9) 地球環境に、下記に示す環境保全対策を追記した。 ・廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、発電効率が高い設備を選定するとともに、長期的に発電効率を維持できるよう、施設の維持管理手順に沿って運転管理及び点検を徹底する。	①②
			(2) 水質に、下記に示す環境保全対策を追記した。 ・濁水が生じる可能性がある工事時には、工事区域内に適切な規模の沈砂槽を造成するよう工事計画に反映し、大雨時に、沈砂槽放流口での浮遊物質量の濃度を測定する。また、測定結果に応じて沈砂槽を増設するなど適切に措置を講じる。	①②
	P454-456	P458-459	(6) 廃棄物・発生土に、下記に示す環境保全対策を追記した。 ・発生する廃棄物については徹底した分別を行うことで発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物についてはリユース・リサイクルを徹底し、減量化を図るよう工事施工業者に対して指導を徹底する。	①

表 1 2-1 (10) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)	変更の理由
章	準備書の記載項	評価書の記載項		
第9章	P457	P460	9-2事後調査の内容の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、廃棄物・発生土及び地球環境の7項目～ ↓ ～大気質、 <u>水質</u> 、騒音、振動、低周波音、悪臭、 <u>景観</u> 、廃棄物・発生土及び地球環境の9項目～	①
	P458	P461	表9-1(2)の水質、底質の生活環境項目(SS)を、下記に示すとおり修正した。 (施設の建設工事) ○ → ● 表の水質、底質の選定する理由及び選定しない理由の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～河川水質への影響がほとんどないことから、事後調査は実施しない。 ↓ ～ <u>工事区域内の沈砂槽にて事後調査を実施する。</u> 表の騒音、振動及び低周波音の選定する理由及び選定しない理由の文章を、下記に示すとおり修正した。 ～また、事業関連車両等の走行については、予測に用いた事業関連車両の走行台数を検証する。 ↓ ～また、 <u>事業関連車両等の走行については、予測に用いた事業関連車両の走行台数を検証するとともに、道路交通騒音・振動の調査を実施する。</u> 表の景観を、下記に示すとおり修正した。 (施設等の存在) ○ → ●	①
	P459	P462	表9-2に、それぞれ調査項目に対する調査方法を追記した。 表の調査項目に、施設等の存在として景観を追記し、調査時期及び頻度と調査地点及び範囲を追記し、工事の実施の項目に水質(浮遊物質)を追記し、調査時期及び頻度と調査地点及び範囲を追記した。 表の調査時期及び頻度を、下記に示すとおり修正した。 (煙突排ガス) 施設供用後(1年間) → 施設供用後(5年間) 1回 → <u>年2回(ダイオキシン類)、年6回(ダイオキシン類以外の項目)</u> (施設騒音・振動) 施設供用後 → 施設供用後(1年間) (道路交通騒音・振動) 施設供用後 → 施設供用後(1年間) (低周波音) 施設供用後 → 施設供用後(1年間) (大気質・騒音・振動に係る事業関連車両の交通量) 施設供用後 → 施設供用後(1年間) (悪臭) 施設供用後 → 施設供用後(1年間) 表の調査地点及び範囲を、下記に示すとおり修正した。 (悪臭) 事業計画地敷地境界付近 → <u>新規焼却炉及び事業計画地敷地境界4地点</u>	①

【図 2-3 新規焼却炉の処理フロー及び廃棄物・空気・排ガス・灰の流れ】



【図 2-7(1) 新規焼却炉平面図】

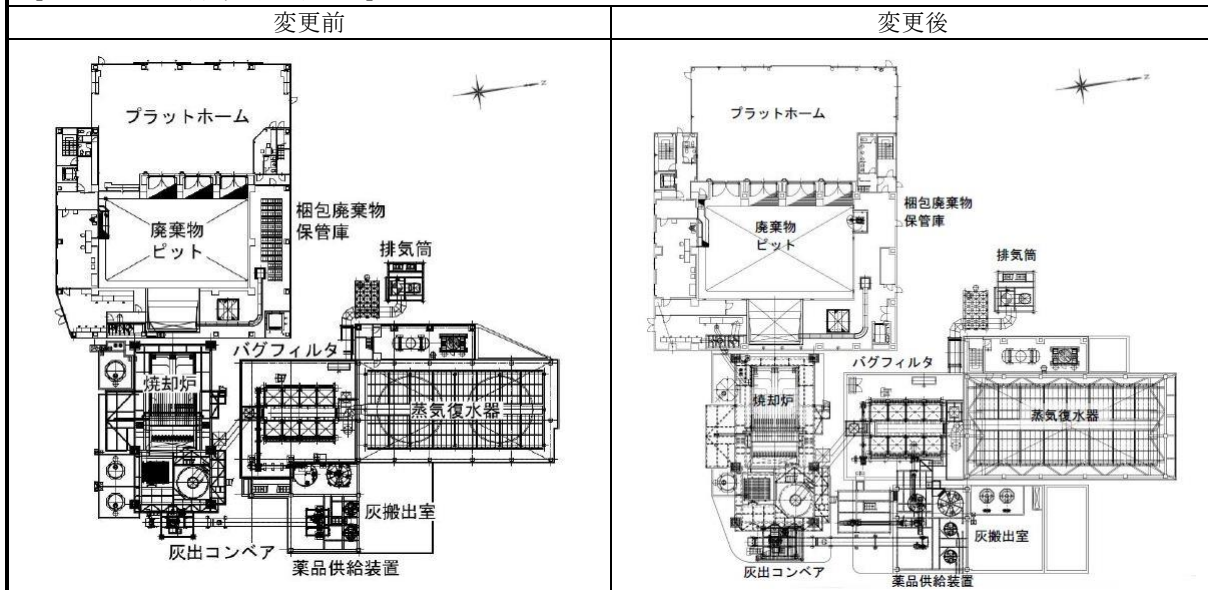


図 1 2-1 (1) 準備書からの主な変更比較図

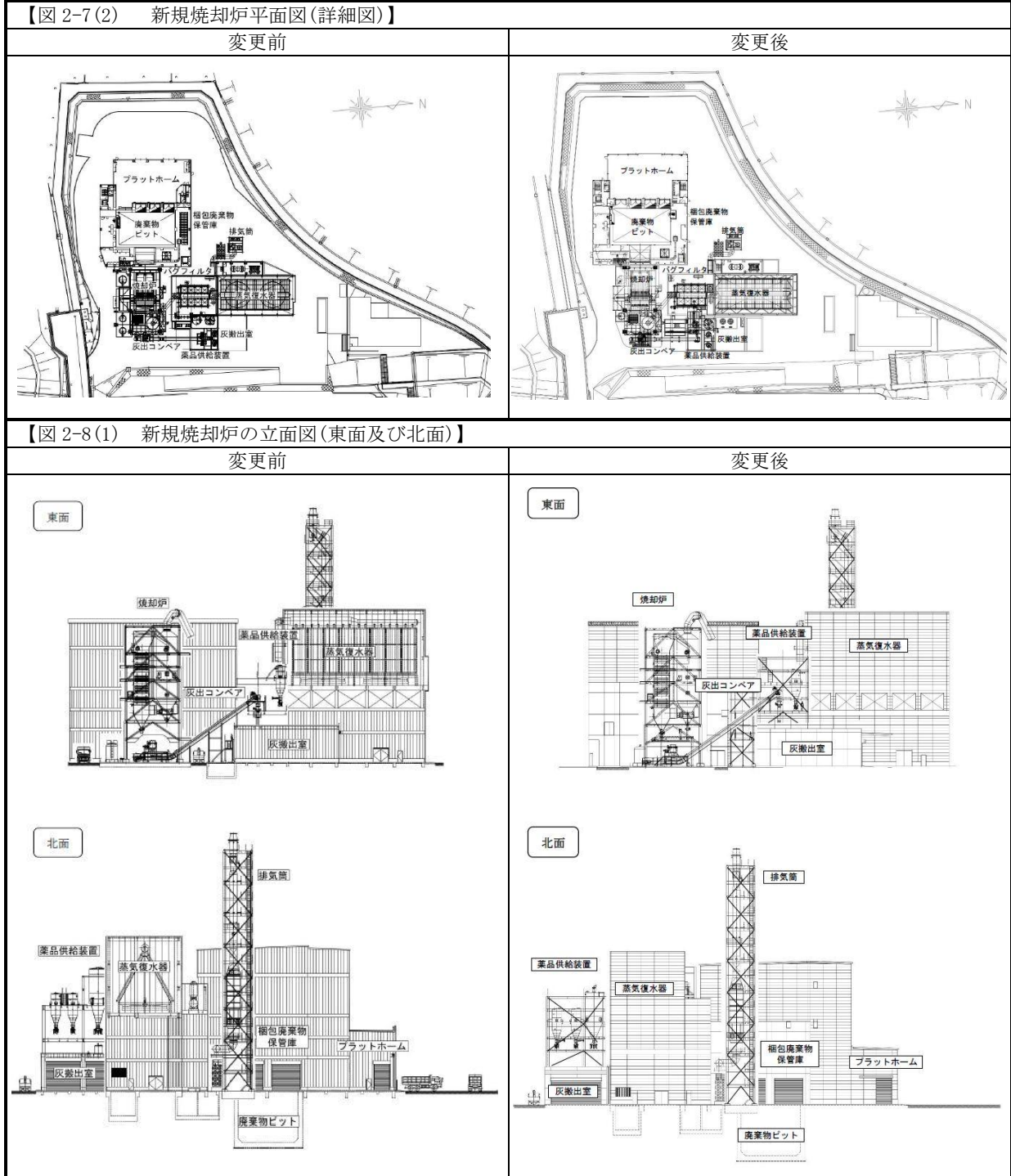


図 1 2-1 (2) 準備書からの主な変更比較図

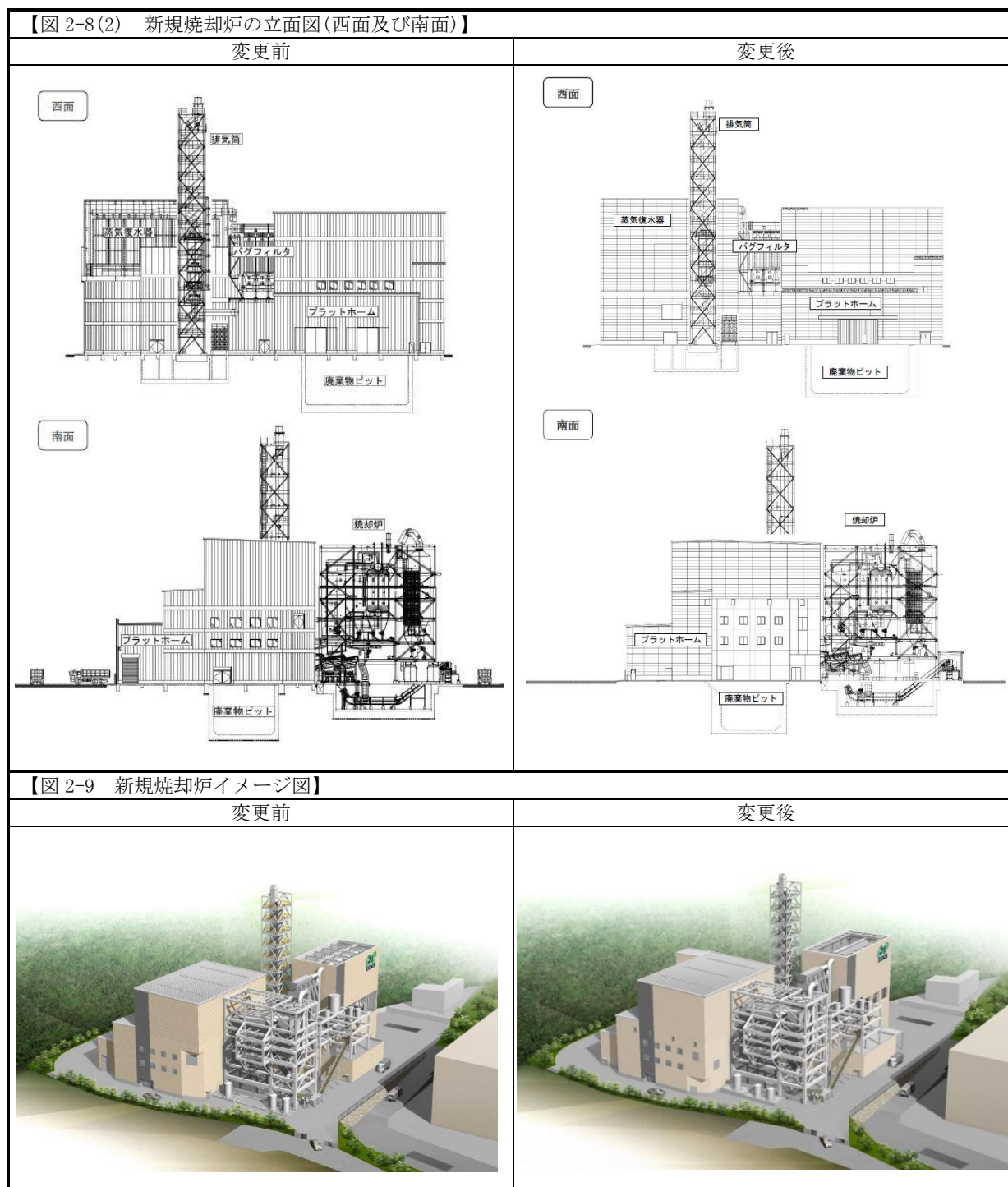


図 1 2-1 (3) 準備書からの主な変更比較図